

津山市再開発事業の流れ

資料1

年度	年月	主なできごと	各組合の動き	議会の動き
13	12 11	●吉井川北岸地区再開発基本構想策定	●津山市南新庄地区市街地再開発組合設立	
14	1 12	●津山中央開発株式会社設立【権利者法人】 ●津山商業開発株式会社設立【権利者法人】		
14	5 9	●【中央街区】核アシストに(株)天満屋基本合意	●津山市吹屋町第三街区市街地再開発組合設立 ●津山市街地再開発準備組合設立	
14	6 4	●第三セクター津山街づくり株式会社設立 【アルネビル管理会社】 ●核アシスト出店契約 ●津山地域振興開発株式会社設立 【駐車場管理会社】	●津山市中央街区市街地再開発組合設立	
14	12 11	●【中央街区】アルネ・津山グランドオープン	●中央行政区組合臨時総会指揮スキーを受け入れを決定	●中央行政区組合都市設計連合に提訴される (委託料2.8億円の支払いを求める)
14	1 1	●中央街区組合臨時総会指揮スキーを受け入れを決定	●県による中央行政区組合と吹屋町第三街区組合に対して是正命令を発令	
14	2 1	●池田織田他7名で津山商業開発の準自己破産を申立 (H14・4・25地裁決定)	●同組合林副理事長他3名により、上記組合会決議無効を主張し組合を提訴	
14	3 1	●朝日監査法人による中央街区組合会計処理状況等に関する調査報告書が提出される。	●中央行政区組合臨時総会にて事業不足金の一部に賦課金を決議	●津山街づくり㈱の権利床等賃貸に対する ペーション補助市負担分補正予算可決
14	3 1	●津山街づくり会社㈱が、中央街区組合から権利床賦課金滞納処分等の随意差却を受ける(16億5千万) ※リバーバンク事業	●林副理事長及び中山理事、中央街区組合の破産宣告を申立(H14・9・20高裁 棄却)	